

令和3年度 第12回板倉区地域協議会 次第

日 時：令和4年3月24日（木）

午後6時00分から

場 所：板倉コミュニティプラザ

201・202会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 協議事項（自主的審議事項）

・今後の自主的審議事項の進め方について

① 「地域を元気にするために必要な提案事業」の制度概要の説明

② 今後の自主的審議事項を進めるにあたっての4つのポイント

③ 3部会からの報告と全体協議

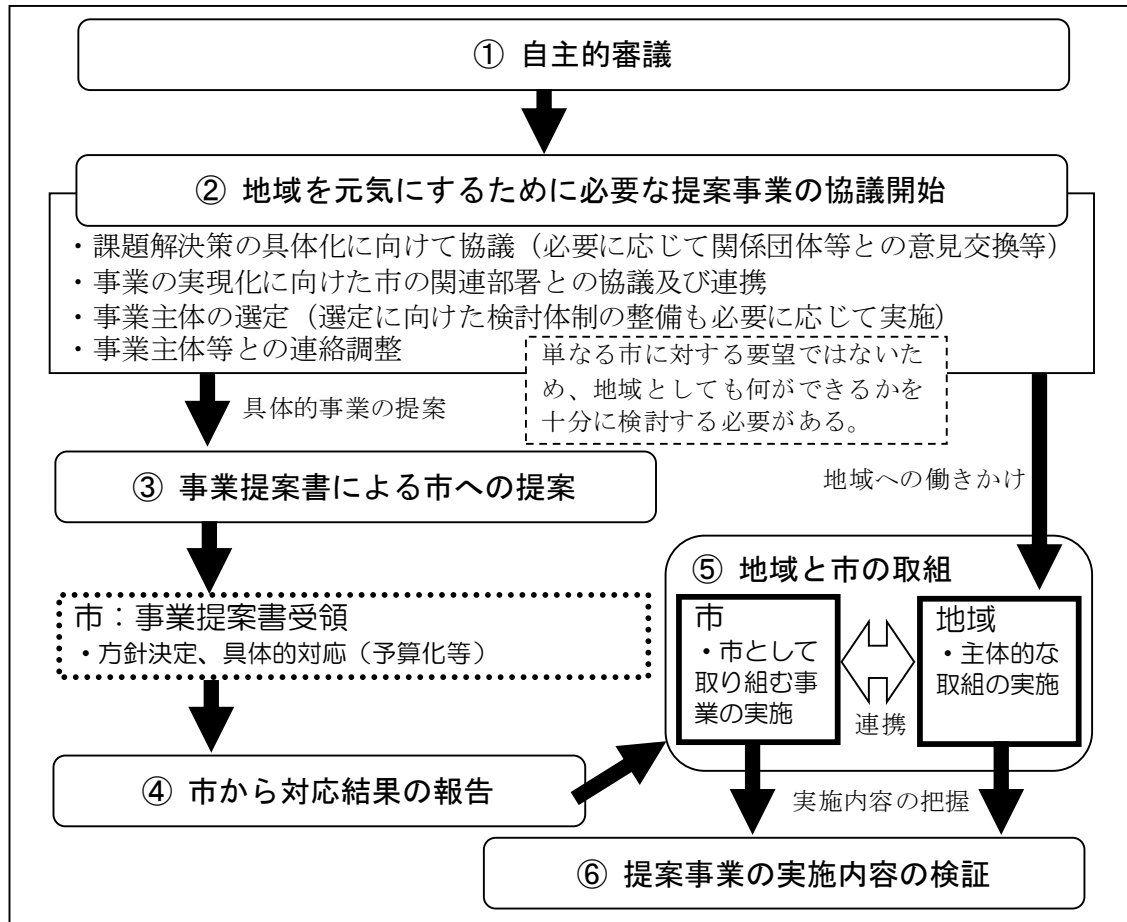
5 その他

6 閉 会

地域を元気にするために必要な提案事業について

「地域を元気にするために必要な提案事業」は、地域協議会が地域の住民の皆さんや活動団体等と積極的に意見交換を行い、情報共有を通じて把握した課題の解決に向けて、地域の主体的な取組を実現するため、市に必要な対応を求めることができる制度です。

【 地域を元気にするために必要な提案事業の流れ 】



■ 頸城区地域協議会の例

- ・ H26 年度 市へ事業提案書「観光振興を核とした頸城区地域活性化事業」を提出
(内容…頸城区で立ち上げる観光協会への運営費補助等を提案するもの)
→市は提案を受け、補助金を予算措置 (H27～)
- ・ H30 年度 市へ事業提案書「大池・小池の観光資源としての利活用事業」を提出
(内容…キャンプ場駐車場の拡張など6項目を提案するもの)
→市は提案を受け、「大池第3キャンプ場の駐車場の拡張」及び「大正山の整備」を令和元年度に実施済み。なお、「雁金城跡周辺の整備」については取り下げられた。その他、3項目については順次、方法等を検討しながら実施中

地域を元気にするために必要な提案事業 事業提案書

当地域協議会では、平成28年2月に頸城区総合事務所と共催をして、区内5か所で「地区別意見交換会」を開催してきました。この意見交換会は、各地域の抱える課題について相互理解を深め、課題を解決するために住民の皆さんと行政等が各々の立場でどう取り組むか、どう連携していくべきか等について、住民の皆さんと語り合い「地域課題への気付きの場」としてきたものであります。

意見交換会には、110名からの住民の皆さんの参加があり、70項目からの広範囲にわたる地域課題が意見として寄せられました。

これらの地域からの意見を受け、地域協議会では、当協議会内に設けてある「地域振興部会」「産業部会」「教育福祉部会」の3部会で協議を進め、自主的審議事項のテーマ設定に向けた絞り込みを進めてまいりました。

協議の結果、「地区別意見交換会」のいずれの会場でも出ていたご意見の、「大池・小池周辺を総称する“大池いこいの森”が、にいがた景勝100選や新潟県森林浴の森100選にも選ばれた歴史的にもすばらしい景勝地であるにも関わらず、観光資源としての利活用が不十分ではないか」という指摘に答えるため、平成29年11月「大池・小池の観光資源としての利活用について」を自主的審議事項のテーマとして取り上げることに決定しました。

また、この自主的審議を進めるなかで住民との意見交換会や現地調査・市の担当者からの情報収集なども踏まえ、この度、「大池・小池の観光資源としての利活用について」を具現化する事業概要を取りまとめたところであります。

つきましては、当該事業を「地域を元気にするために必要な提案事業」として提案いたしますので、ご支援、ご指導をお願いいたします。

◎事業概要 別紙のとおり

◎市への具体的なお願い事項

- ・各事業実施にあたって、市担当課の主体的な取り組みと支援
- ・「大池・小池の観光資源としての利活用について」の事業のために必要な運営費及び事業費の補助

平成30年10月19日

頸城区地域協議会

会長 井部 辰男

上越市長 村山 秀幸 様

事業概要書

事業名	大池・小池の観光資源としての利活用事業
事業の目的	頸城区には風光明媚な大池・小池という歴史的にもすばらしい自然観光資源がある。しかし、十分な利活用がなされていない。頸城区の観光振興を通じた活性化等を図る観点から、大池・小池の施設の周辺整備を進める。
事業概要	<p>1 ビジターセンターの観光施設としての利用促進 大池・小池を地域の宝として活用すべく、ビジターセンターの観光施設としての利用促進を行う。</p> <p>2 大池第3キャンプ場の駐車場の拡張 大池第3キャンプ場をより使いやすい施設とするため、周囲の自然環境に配慮した駐車場の拡張を行う。</p> <p>3 小池周辺の桜の整備 市内でも有数な八重桜の名所として、八重桜まつりの開催も視野に、小池周辺の桜の整備のほか周辺全体の維持管理を行う。</p> <p>4 大池・小池の釣り、並びにキャンプ場利用の有料化と管理事務所の設置 大池・小池の利活用として釣りの再開、並びにキャンプ場の有効利用としての有料化を進めるとともに維持管理のための管理事務所を設置する。</p> <p>5 大正山の整備 展望広場の整備、進入路・散策道の整備、通路転落防止柵の設置、駐車場の整備、眺望等（立木）の整備を行う。</p> <p>6 雁金城跡周辺の整備 雁金城跡来訪者の安全確保のため、危険個所の整備を行う。</p>

今後の自主的審議事項の進め方について（案）

1 板倉区の地域課題について

- ・ 個々の地域の課題の聞き取りができていない。（コロナ禍のため）
- ・ 地域の新たなものを含めた課題の収集が必要。
- ・ 6 地区との意見交換会は春耕作終了後となると遅くなるため、どう地域の声を拾っていくか。
…「連協会長に聞き取り」

2 テーマの検討方法、今後の協議の進め方

- ・ 新たなテーマが出てきたとき、どう取り組んでいくか。
…「まずは全体会でテーマの内容を精査し審議する」
「優先度の高いテーマに絞って審議する」

3 課題の解決策

- ・ 地域課題の解決策を検討
…「全体会でテーマの優先順位を審議し、地域を元気にするために必要な提案事業を活用できないか検討」

4 審議の開催頻度やスケジュール感

- ・ 現状、全体会は月 1 回程度、部会は必要なときに開催しているが、新しいテーマが増えた場合、審議が間に合わない。
…「全体会を月 2～3 回程度とし、必要に応じて勉強会を開催」

施設運営に関する提案書（案）

産業・建設部会

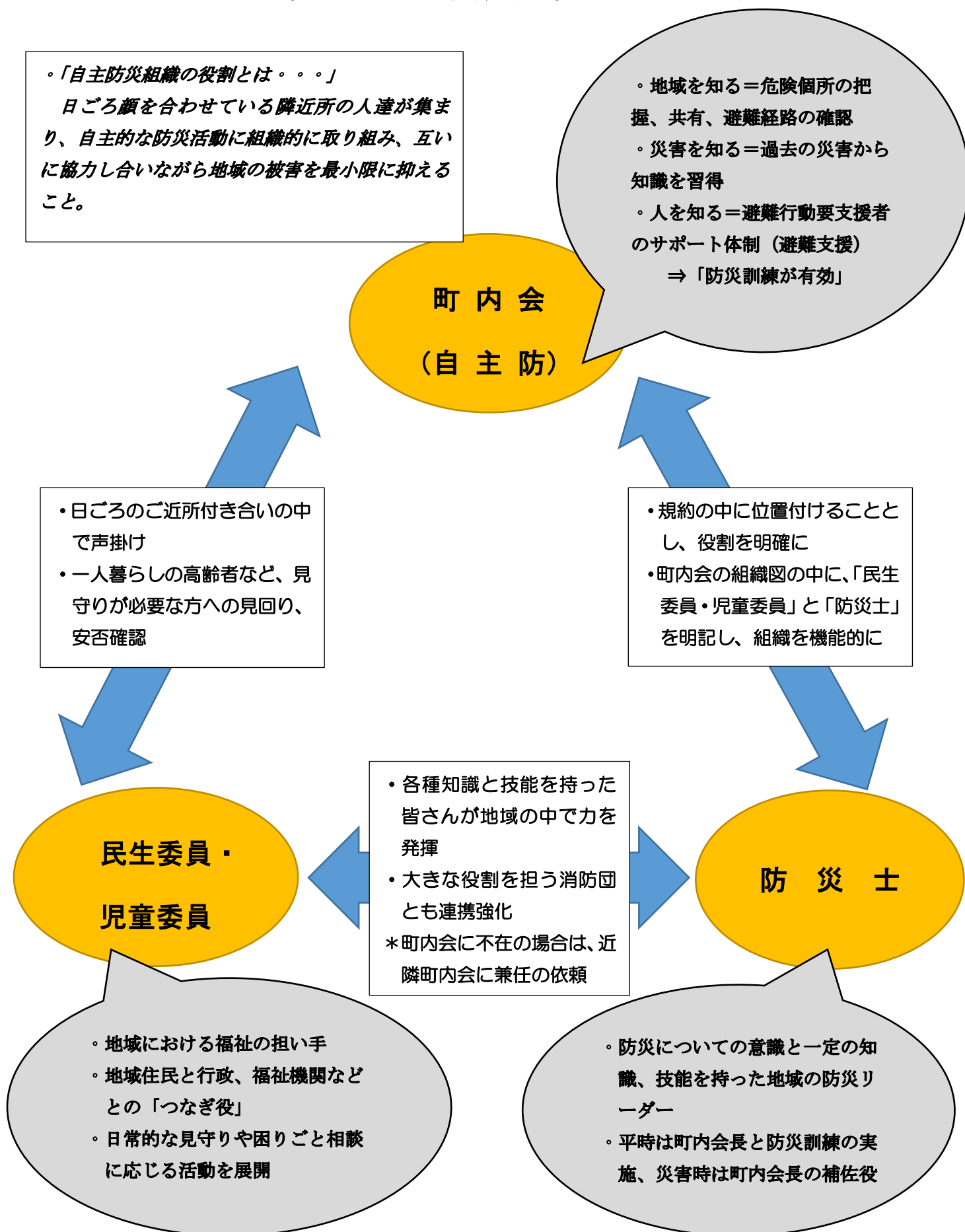
○施設運営者が主体的に取り組む誘客促進策

- 1 イベントや季節限定メニューなどを掲載した「月毎のカレンダー」の作成・PR
- 2 地域や区内のイベントの時等「テイクアウト弁当」等の予約販売
- 3 「月毎のミニイベント」の企画・運営

○地域や各種団体が中心となり、施設運営者ともコラボした誘客促進策

- 1 施設周辺エリアのクリーン作戦やボランティア作業を施設運営者と共に季節ごとのイベント的に実施（入浴割引などの特典付き）
- 2 地域の有志、ファンクラブ等によるカレンダー配布等による区内外の誘客促進
- 3 ファンクラブ等の団体、地域の組織等によるイベント運営協力

町内会（自主防）・民生委員・防災士の連携イメージ



規 約 例

〇〇町内会（又は〇〇自治会など自治組織）自主防災組織規約

（名称）

第1条 この組織は、〇〇町内会（又は〇〇自治会など自治組織）自主防災組織という（以下「本組織」という。）

第2条 本組織は、〇〇町内（又は〇〇自治会など自治組織の名称）により組織し、本部及び次の班を置く。また、民生委員・児童委員や防災士を組織に位置付けることとする。

- (1) 連絡班
- (2) 救護班
- (3) 避難誘導班
- (4) ◇◇班
- (5) △△班

2 前項の本部は、町内会館（又は地区集会施設、町内会長宅など）に置く。

3 第1項の規定にかかわらず、予想される災害又は発生した災害の状況に応じ、別に班を置くことができるものとする。

4 災害とは、火災、地震、風水害及び雪害等をいう。

（目的）

第3条 本組織は、町内（又は自治会などの自治組織）の住民（事業所を含む。以下同じ。）の相互協力の精神に基づく自主防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 災害予防に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 防災資機材の整備に関すること
- (5) 災害の発生時における救護、避難誘導、情報収集及び伝達等に関すること
- (6) その他防災に関すること

（役員）

第5条 本組織に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
 - (2) 副本部長 〇名
 - (3) 班長 各班1名
- 2 本部長は、町内会長（又は自治会長など自治組織の長）をもって充てる。
 - 3 副本部長は、副町内会長（又は副自治会長など自治組織の長の次の立場にある方）をもって充てる。
 - 4 班長は、町内会（又は自治会などの自治組織）役員の中から本部長が指名する。
 - 5 役員の任期は、町内会（又は自治会などの自治組織）の任期とする。

（役員の仕事）

第6条 本部長は、本組織を代表し、会務を総括するとともに災害発生時における応急活動の統括、指揮及び指示等を行う。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在の時はその仕事を代行する。

（会議）

第7条 本組織の会議は役員会とする。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 事業計画に関する事
 - (3) その他
- 3 役員会で決定した事項については、町内（又は自治会などの自治組織）の住民に周知する。

（会計）

第8条 本組織の経費は、町内会（又は〇〇自治会等自治組織）の会計で行うものとする。

（自主防災組織避難所）

第9条 本組織の避難所は次のとおりとする。

- (1) 一次避難所 〇〇集会所（但し、XX組）
二次避難所 ◇◇公民館（但し、YY組）
- (2) ◎◎小学校（市指定避難所）

（その他）

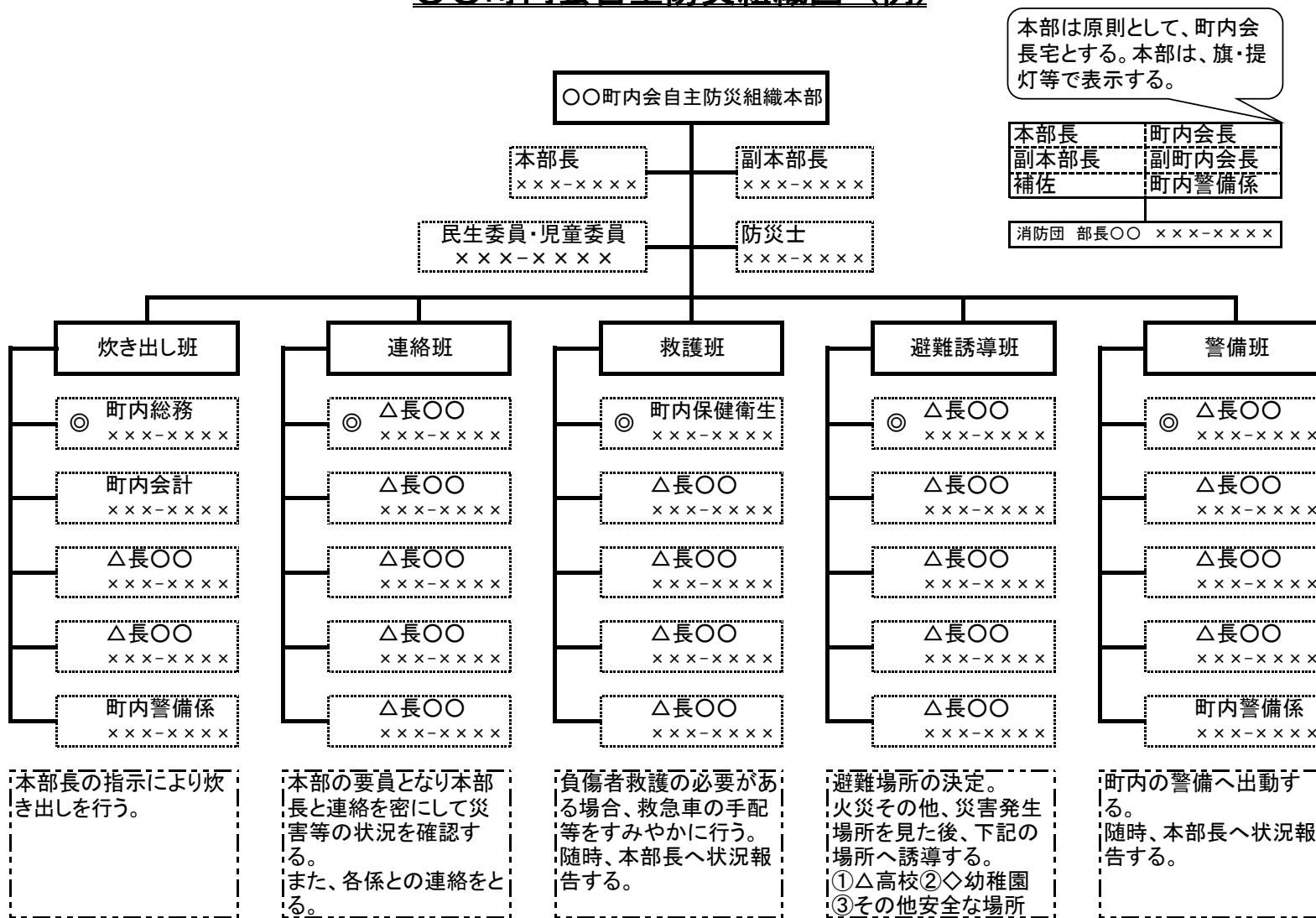
第10条 組織図又は連絡系統図（以下「組織図等」という。）は別に定める。

- 2 前項の組織図等は、変更の都度、町内の住民に知らせるものとする。

付則

この規約は、令和〇〇年〇月〇日から実施する。

〇〇町内会自主防災組織図 (例)



(注)◎印は各班班長とする。

* 民生委員の役割 : 日常的な見守りや困りごとの相談に応じる活動を展開。地域住民と行政、福祉機関などの「つなぎ役」。

* 防災士の役割 : 平時は町内会長と防災訓練の実施に向けた連携、災害時は町内会長の補佐役としてサポート

地域振興部会自主的審議事項

「板倉区の各種団体が連携した地域活性化について」

○進捗状況

- ・いたくら夢創會と意見交換を希望し、代表と連絡をとった。
- ・会は、昨年設立されたが、コロナ禍の現状で、少し活動を抑えておられるとの事であり、地域協議会と意見交換をするのであれば、会の中で話し合い、ある程度方向性が出てからにされたいとの事であった。
- ・意見交換会は4月以降の予定。会の代表と今後打ち合わせを行う。

○今後の取組案

- ・いたくら夢創會との意見交換を優先し、地域活動支援事業の審査が終わる6月末までに方向性を見い出す。
- ・その後は、まちづくり振興会を含めた3者での意見交換に結び付けて、地域協議会としての考え方を伝え、連携した地域活性化につなげて行く。